

川 内 村 長

住 所

電話番号 (1)

電話番号 (2)

氏名 (名称)

業 種 名

代 表 者 氏 名

㊟

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例に関する申告書

地方税法附則第 63 条 (※) に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。

※令和 2 年 12 月 31 日以前は附則第 61 条

記

1 事業収入割合について

令和 2 年 月 日から同年 月 日 令和 2 年 2 月から同年 10 月までの連続する 3 月を記載			年 月 日から 年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計：		円・・・①	合計：		円・・・②
事業収入割合： _____ % (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

50%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 1 号に該当)

→ (=事業収入が前年同期比で 50%以上減少している場合 固定資産税軽減率：全額)

50%超 70%以下 (地方税法附則第 63 条第 1 項第 2 号に該当)

(=事業収入が前年同期比で 30%以上 50%未満減少している場合 固定資産税軽減率：1/2)

2 特例対象資産について

申告の有無	資産	納税通知書のお問合せ番号
	事業用家屋 (別紙のとおり)	
	償却資産	

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧に提出したことになります。

(令和 3 年度の償却資産申告書と併せてこの申告書を提出してください。)

3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- （１）「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- （２）申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- （３）（申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合）申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であり、かつ次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人。
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人。※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 12 項に規定する大規模法人のことをいう。
- （４）（申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第 10 条第 7 項第 6 号に規定する中小事業者である場合）申告者は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記 1～3 の申告内容について記載通りである旨を確認しました。

住 所

名 称

代表者役職

代表者氏名

印

認定経営革新等支援機関等担当者名

認定経営革新等支援機関等電話番号

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

（備考）

1. 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。
2. 本申告において申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第 63 条第 4 項又は第 5 項の規程に基づき 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「電話番号」については日中連絡が取れる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名（名称）」については個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 本特例の申告は令和 3 年 2 月 1 日までに川内村に対して行うこと。

(別紙) 特例対象資産一覧

納税通知書のお問合せ番号	
氏名(名称)	

【記入に際しての注意】

- ・納税通知書の課税明細書に記載されている対象家屋を記入すること。
- ・ただし、令和2年中に新築された事業用家屋については、届け出内容を記入すること。
- ・表中の種類には、課税明細書に記載されている店舗、事務所、工場、倉庫等の用途を記入すること。

家屋の所在		床面積	
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²
所在・地番		m ²	うち事業用
種類			m ²

- ※1 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。
- ※2 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合は、改めて認定経営革新等支援機関等の確認を受け、申告すること。
 なお、令和3年1月1日後の資産の異動・取得等は、特例対象資産の判断に影響しないため、改めて認定経営革新等支援機関等の確認・申告の必要はない。
- ※3 償却資産については、毎年行われる償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなること。
 したがって、償却資産について特例を受ける方は、この特例申告書と令和3年度の償却資産申告書を併せて提出すること。
- ※4 用紙が不足する場合は本用紙をコピーして記入すること。